

# 小中高生起業家精神育成事業委託業務仕様書

## 1 事業名

小中高生起業家精神育成事業委託業務

## 2 事業目的

愛知県（以下「県」という。）では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出の仕組み作りが喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した（2026年3月改定予定）。この戦略に基づき、継続的なイノベーション創出の土壌を形成していくためには、新たな価値を創造する人材を若年層の段階から発掘・育成していくことが重要である。

本事業では、小中高生を対象とした起業家精神育成プログラムの実施を通して、早期に起業について知ることにより、将来の職業選択の幅を広げ、起業を志す人材の裾野を拡大することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

## 4 事業内容

次の（1）から（8）に掲げる事項を一体的に行うものとする。

### （1）高校向け出張授業の開催

ア 対象者：県が指定する県内の高校・高等専門学校

イ 開催校：県が指定する高校（概ね20校程度を想定）

※なお、開催校数等は目安であり、事業趣旨を踏まえて、より事業効果を高める場合は、開催校数増等の提案を可とする。

ウ 開催場所：

- ・ 原則開催校（ただし、開催校及び県との協議の上によりオンライン開催に変更することを可とする。）

エ 開催時期：

- ・ 令和8年4月～令和9年3月までの間に実施すること。
- ・ 開催日程は、受託者が開催校との協議により決定すること。

オ 開催人数・時間：

- ・ 各開催校に対し、原則、おおよそ90分間で完結する授業を想定しているが、開催校との協議により事情に合わせて変更することを可とする。変更の際には、県の承認の上で決定すること。

ex)連続2コマ(45分×2)=90分

- ・申し込みがあった開催校の教職員を対象とした事前説明会を2回程度開催すること。なお、開催はオンラインでも可とする。
- ・原則として学年単位またはクラス単位での申し込みを想定している。ただし、開催校側で会場や備品等、開催可能な諸条件準備できる場合は県と相談のうえで変更可能とする。
- ・最低限必要な備品(プロジェクター・スクリーン等)、会場は開催校側で準備するものとする。

カ 授業内容：

- ・下記の3分類の中から開催校の希望を考慮し、テーマに適した起業家等を講師として派遣すること。可能な限り開催校の希望に沿うこと。  
※起業家等：起業や新規事業開発等の経験があり、自身のキャリアや起業家精神の重要性について、講演ができること。  
(1)社会課題解決型(SDGs、グローバル、AI・テクノロジー、教育、医療・健康、データサイエンス、スポーツ、環境、農業・食など)  
(2)イノベーション型(SaaS、MaaS、EC、ビジネス解決など)  
(3)イントレプレナー型(大企業での新規事業立ち上げなど)
- ・受託者は、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、開催校との窓口を設けること。
- ・授業内容は、受託者が開催校と協議により決定すること。
- ・起業家等による体験談を交えた講演を実施すること。
- ・講師と生徒の双方向の対話を組み込むこと。
- ・起業をはじめとした多様なキャリア選択を知るきっかけとなる授業とすること。
- ・起業家精神の重要性を理解できる授業とすること。

(2) 小中学生向け起業家精神育成プログラムの開催

原則として小学生と中学生でそれぞれ別のプログラムとすること。ただし、県との協議により同時開催も可とする。

ア 対象者：県内在住または在学の小学校4年生～中学校3年生

※ただし、他学年の参加を妨げるものではない。

イ 開催時期：

- ・令和8年7月～10月までの間に小学生は1日以上、中学生は2日以上(うち1日はオンラインでの実施を可とする。)として、県との協議により決定する。

ウ 開催場所：

- ・小学生向け・中学生向けプログラムでそれぞれ、名古屋市を除く愛知県内

全域で4会場以上として、県と協議のうえ決定する。

○ 名古屋市を除く愛知県内自治体

一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

- ・ 上記開催場所における参加を促すため、プログラムの説明を含む事前オンラインイベントを1回以上実施すること。

※(2)イのオンライン実施とは別のものとする。

エ 参加者数：

(ア) 小学生

- ・ 計300人程度。

(イ) 中学生

- ・ 計100人程度。

オ プログラム内容：

- ・ 起業家による体験談を交えた講演を実施すること(中学生のみ)。
- ・ 参加者が自由な発想で社会課題の解決を体験し、起業に必要なマインドを学ぶことができるワークショップを実施すること。
- ・ 時流を踏まえたテーマ設定を行うことも可とする。

※例) AI、宇宙ビジネス、環境・サステナビリティ等

(3) 高校生・高専生等向け起業家精神育成プログラム(基礎編)の開催

ア 対象者：原則として県内在住または在学の高校生・高専生・専修学校高等課程生

※高校生には中等教育学校後期課程生を含む。

イ 開催時期：

- ・ 令和8年7月～令和9年2月までの間に計3日以上として、県との協議により決定する。

ウ 開催場所：

- ・ 愛知県内全域で3会場以上として、県との協議により決定する。

※地域については、(2)ウに名古屋市を加えたものとする。

※開催日数の内の1日については、全参加者を1会場に集めて実施することも可とする。

エ 参加者数：計60人程度

オ プログラム内容：

- ・ 起業に必要な知識・マインドセットを学べる体系的なプログラムとすること。
- ・ 起業家による体験談を交えた講演を実施すること。
- ・ 実際の起業を体験できるワークショップを実施すること。
- ・ 最終日にはプログラムで学んだことの発表（ピッチ）を実施すること。
- ・ 時流を踏まえたテーマ設定を行うことも可とする。

※例) AI、宇宙ビジネス、環境・サステナビリティ等

(4) 高校生・高専生等向け起業家精神育成プログラム（応用編）の開催

ア 対象者：県内在住または在学の高校生・高専生・専修学校高等課程生

※高校生には中等教育学校後期課程生を含む。

イ 開催時期：

- ・ 令和7年10月～令和8年1月までの間に計3日以上として、県との協議により決定する。

ウ 開催場所：

- ・ 愛知県内で1会場以上として、県との協議により決定する。

エ 参加者数：20人程度

オ プログラム内容：

- ・ 高校生・高専生等がビジネスアイデアを立案し、その実現に向けたブラッシュアップを支援するワークショップを実施すること。
- ・ 最終日には投資家・起業支援者等に対してビジネスアイデアを発表するピッチイベントを実施すること。
- ・ 時流を踏まえたテーマ設定を行うことも可とする。

※例) AI、宇宙ビジネス、環境・サステナビリティ等

(5) 情報発信

ア 参加者募集やイベント実施、事業実施結果の情報発信のためにWEBページを作成すること。また、SNS等を用いて、効果的な情報発信を行うこと。

イ 参加者募集のためのチラシを作成し、下表のとおり送付すること。

	枚数	送付箇所	仕分け
小学生	50,000	200	学年ごと
中学生	50,000	100	学年ごと

※仕分け：学年ごとに間紙を入れて、学校ごとに梱包し発送する。

ウ 参加者募集のために上記(2)・(3)・(4)に関する事業全体のポスターをA2(縦)で約1,600部作成し、6月中旬に県の指定する場所(愛知県内8か所に各200部ずつ程度)に納品する。

※詳細部数・郵送先は契約後に通知する。

エ ウとは別に上記（３）及び（４）に関するポスターを50部作成すること。

※各納品部数・送付個所数などは各市町村の対応可否などの条件により変更が生じることがあるため、県との協議により増減することを可とする。

（６） プログラム参加者へのフォローアップについて

- ・ 上記（３）～（４）の参加者に対して、ディスカッションの場（オフライン会場・SNS ツール等）を提供し、活発な議論を促すこと。また、情報提供等によりビジネスプランコンテストや各種セミナー・ワークショップ等への参加を支援すること。

（７） 学生交流事業の開催について

ア 対象者：県内在住または在学の小学校３年生～中学校３年生で、主として本事業の参加者。

※ただし、他学年の参加を妨げるものではない。

イ 開催時期：

令和８年５月～令和９年２月までの間で県との協議により決定する。

ウ 開催場所：STATION Ai

エ 参加者数：30人程度

オ プログラム内容：

プログラム参加後の活動状況等を把握し、更なる支援を示唆するプログラム内容とすること。また、学校関係者も含め、STATION Ai への興味関心を促す取り組みを含めること。

（８） その他

- ・ プログラム実施後に参加者向けのアンケートを作成し、集計・分析したデータを提出すること。なお、アンケートの内容や実施方法については、県と協議の上、決定することとし、集計・分析したデータに基づき作成した製作物の著作権は県に帰属する。
- ・ 今後、起業を志す人材を発掘・育成することを目的に、県の他事業への参加を促していくため、参加者の同意を得た上で、アンケートで集計・分析したデータとともに、起業に関心を持つ参加者に係るデータを県に提供すること。

## 5 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4判縦） 2部
- ・ 上記の電子データ 1式
- ・ アンケート等を集計・分析したデータ 1式
- ・ その他、県が指示したもの（但し、従前から受託者に帰属する著作物及び受託

者によって作成された教材は除く。) ※電子データは県が指定する形式で作成すること。

## 6 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課

## 7 スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
								アンケート集計・分析・報告書作成			→
			小学生向けプログラム 中学生向けプログラム 高校生・高専生等向けプログラム (基礎編)			→	高校生・高専生等向けプログラム (応用編)		→		
	高校出張授業準備・開催										→
←				学生交流事業 (期間内に1回開催)							→

## 8 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者(以下「総括責任者」という。)を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 事業内容については、本仕様書及び「小中高生起業家精神育成事業委託業務企画提案書募集要項」に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、事業の実施にあたっては、県と十分協議すること。
- (3) 委託業務における打合せや会議等については、議事録を作成し、その都度、県に報告すること。
- (4) 事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (5) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (6) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 委託業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 委託業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (9) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。

- (10) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と受託者の協議により定めるものとする。